

政令第三十三号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第七号中「第六十一条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「同号イ」を「同項第二号イ」に改め、「シンガポール協定原産地証明書」の下に「又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書」を加え、同項第八号中「第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に規定する」を「第六十一条第一項第二号ロ(1)若しくは(2)又は第三号ロ(1)若しくは(2)に掲げる」に、「同号」を「同項第二号又は第三号」に改める。

第四条の四第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この号並びに第六十一条第一項第三号及び第五項において「メキシコ協定」という。）第五条1（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）

第四条の十二第二項第四号中「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項第五号中「シンガポール協定原産地証明書」の下に「又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書」を加え、「同号」を「同項第二号又は第三号」に改め、同項第六号中「運送要件証明書」を「シンガポール協定運送要件証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）又は同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書」に改める。

第三十六条の三第二項中「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第三項中「第六十一条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「同号イ」を「同項第二号イ」に改め、「規定するシンガポール協定原産地証明書」の下に「又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、「当該シンガポール協定原産地証明書」の下に「又はメキシコ協定原

産地証明書」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第二号ロ(1)若しくは(2)又は第三号ロ(1)若しくは(2)に該当するものにつき同項第二号又は第三号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同項第二号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書又は同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第九項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書の提出を要しない。

第五十一条の四第二項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第五十一条の十二第二項中「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第三項中「第六十一条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「同号イ」を「同項第二号イ」に改め、「規定するシンガポール協定原産地証明書」の下に「又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、「当該シンガポール協定原産地証明書」の下に「又はメキシコ協定原産地証明書」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)若しくは(2)又は第三号ロ(1)若しくは(2)に該当するものにつき同項第二号又は第三号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同項第二号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書又は同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書を税関長に提出しなければならぬ。この場合においては、同条第九項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書の提出を要しない。

第六十一条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号ロ中「運送要件証明書」を「シンガポール協定運送要件証明書」に改め、同号ロ(2)中「輸出された」を「送り出された」に、「その輸出をした」を「当該貨物を送り出した」に、「輸出される」を「送り出される」に改め、同項に次の一号を加える。

三 メキシコ協定における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物がメキシコ協定第四章の規定に基づき原産品とされるもの（ロにおいて「メキシコ協定原産品」という。）であることを証明した原産地証明書（税関長が貨物の種類又は形状によりその

原産地が明らかであると認めた貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。

以下この条において「メキシコ協定原産地証明書」という。）

ロ 当該貨物がメキシコ協定原産品であつて、かつ、メキシコからメキシコ以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（ロにおいて「直接運送品」という。）以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、メキシコから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「メキシコ協定運送要件証明書」という。）

(1) メキシコから非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

(2) メキシコから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

第六十一条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第四項中「貨物の輸出の」を「貨物をシンガポールから送り出した」に、「輸出後」を「送り出した後」に、「貨物の輸出者」を「貨物を送り出した者」に改め、同条第八項中「運送要件証明書は、第一項第二号ロ(1)又は(2)に規定する」を「シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書は、第一項第二号ロ(1)若しくは(2)又は第三号ロ(1)若しくは(2)に掲げる」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「運送要件証明書」を「シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「シンガポール協定原産地証明書」の下に「及びメキシコ協定原産地証明書」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「シンガポール協定原産地証明書」の下に「及びメキシコ協定原産地証明書」を加え、

同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 メキシコ協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてメキシコ協定第十条に規定する統一規則に定める事項を記載し、かつ、当該貨物をメキシコから送り出した者又は当該貨物の生産者の申請に基づきメキシコにおいてメキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならぬ。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 特惠関税等(第四十九条―第六十一条)」を

「第九章 特惠関税等(第四十九条―第九章の二 メキシコ協定に基づく関

五十八条)

に、「軽減税率」を「軽減税率等」に改める。

税割当制度等(第五十九条―第六十一条)」

第四十五条中「第六十二条」を「第六十二条第一項第二十一号」に改める。

第四十九条第二項に次の一号を加える。

三 別表第一の第一四四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

イ 別表第一の二に掲げる物品

ロ 法第八条の二第一項第二号に掲げる物品のうち別表第一の三に掲げる物品以外のもの

ハ 法第八条の二第一項第三号に掲げる物品のうち別表第一の四に掲げる物品以外のもの

第五十八条の次に次の章名を付する。

第九章の二 メキシコ協定に基づく関税割当制度等

第五十九条から第六十一条までを次のように改める。

（輸入額の公告）

第五十九条 財務大臣は、法第八条の七第四項に規定する経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、同条第五項の規定により算出した毎月末における輸入額を翌月末までに官報で公告するものとする。

第六十条及び第六十一条 削除

「第十章 軽減税率」を「第十章 軽減税率等」に改める。

第六十二条の見出しを「（軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定）」に改め、同条中「第八条の七」を「第八条の九第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第八条の九第二項に規定する政令で定める物品は、関税率表第二〇〇二・九〇号の二の(一)に掲げるトマトピューレー及びトマトペーストのうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものとする。

第六十三条の見出しを「（軽減税率等の適用についての手続等）」に改め、同条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、「掲げる物品」の下に「又は同条第二項に規定する物品」を加え、「第八条の七の軽減税率」を「第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益」に改め、同項第二号及び第三号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第二十号」を「同項第二十号」に改め、同条第三項中「前条各号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率」を「前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益」に、「同項」を「第八条第二項」に、「前

条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第二号、第三号及び」を「同項第二号、第三号又は」に、「同条第八号」を「同項第八号」に、「同条第二十号」を「同項第二十号」に改め、同条第四項中「前条第四号」を「前条第一項第四号」に、「同条第九号」を「同項第九号」に、「並びに同条第十一号」を「若しくは同項第十一号」に、「及び第二十一号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率」を「若しくは第二十一号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益」に、「又は第二十一号に掲げる物品」を「若しくは第二十一号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品」に、「同条第六号」を「同条第一項第六号」に改め、同条第五項及び第六項中「第八条の七」を「第八条の九第一項」に、「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第七項中「第八条の七」を「第八条の九第一項」に、「前条第二号」を「前条第一項第二号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第九項中「第八条の七」を「第八条の九第一項」に、「前条第八号」を「前条第一項第八号」に改め、同条第十項中「第八条の七」を「第八条の九第一項」に、「前条第九号」を「前条第一項第九号」に改め、同条第十二項中「第八条の七」を「第八条の九第一項」に、「前条第十号」を「前条第一項第十号」に改め、同条第十四項中「

第八条の七」を「第八条の九第一項」に、「前条第二十号」を「前条第一項第二十号」に改める。

第六十四条第一項第三号中「軽減」の下に「、譲許の便益の適用」を加える。

第六十六条第一項中「第八条の七の軽減税率」を「第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益」に改める。

別表第一の次に次の三表を加える。

別表第一の二（第四十九条関係）

項 名	品 目
一	関税率表第〇二〇六・四九号の二の(一)、第〇二〇七・二四号、第〇二〇七・二五号、第〇二〇七・二六号、第〇二〇七・二七号の二又は第〇二〇九・〇〇号に掲げる物品
二	関税率表第〇三〇一・一〇号の二、第〇三〇五・二〇号の四、第〇三〇六・二一号の二、第〇三〇六・二二号の二、第〇三〇六・二三号の二、第〇三〇六・二九号の二の(一)、第〇三〇七・五一号又は第〇三〇七・五九号の一に掲げる物品 関税率表第〇三〇七・九九号の二の(四)のBに掲げる物品のうち

	はまぐり（乾燥したものに限り。）
三	関税率表第〇五〇九・〇〇号に掲げる物品のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの 関税率表第〇五一一・九一号の二に掲げる物品
四	品 関税率表第〇六〇四・一〇号、第〇六〇四・九一号又は第〇六〇四・九九号に掲げる物
五	関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうち ごぼう 関税率表第〇七〇九・一〇号、第〇七〇九・五二号、第〇七一二・二〇号の二又は第〇七一二・四〇号の二に掲げる物品 関税率表第〇七〇九・五九号に掲げる物品のうち まつたけ
六	関税率表第〇八〇一・一一号、第〇八〇一・一九号、第〇八〇二・九〇号の二、第〇八

○三・○○号、第○八○四・四○号、第○八○四・五○号、第○八○六・二○号、第○八○七・二○号、第○八一○・二○号、第○八一○・三○号、第○八一○・四○号、第○八一・二○号、第○八一・九○号の二の(二)、第○八一三・四○号の一又は第○八一四・○○号に掲げる物品

関税率表第○八一○・九○号に掲げる物品のうち

ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし

関税率表第○八一・九○号の一の(五)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マングスチン、サワーサップ及びレイシ

関税率表第○八一・九○号の二の(三)に掲げる物品のうち

ベリー

七	関税率表第〇八一・九〇号の四の(三)に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マングスチン、サワーサップ及びレイシ 関税率表第〇八一・三・四〇号の二に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シユガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ
八	関税率表第一二〇・八・九〇号又は第一二二・九九号の四に掲げる物品 関税率表第一二二・九〇号の四に掲げる物品のうち

		びやくだん及びはとむぎ以外のもの
九	関税率表第一三〇二・二〇号に掲げる物品	
一〇	関税率表第一六〇二・二〇号の二に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの	関税率表第一六〇二・二〇号の二の(二)若しくは(三)に掲げる物品 ・二〇号の一、第一六〇五・三〇号の一、第一六〇五・四〇号の一の(一)若しくは二又は 第一六〇五・九〇号の二の(二)若しくは(三)に掲げる物品 関税率表第一六〇四・一一号に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの 関税率表第一六〇四・二〇号の一の(一)に掲げる物品のうち にしん（クルペア属のもの）のもの（気密容器入りのものに限る。）

	関税率表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち 米を含むもの以外のもの 関税率表第一六〇五・九〇号の一に掲げる物品のうち いか、帆立貝及び貝柱以外のもの 関税率表第一六〇五・九〇号の二の(一)に掲げる物品のうち いか（米を含むもの以外のもので、気密容器入りのものに限る。）及びくらげ
一一	関税率表第一八〇六・一〇号の二に掲げる物品
一二	関税率表第二〇〇一・一〇号、第二〇〇一・九〇号の一の(四)、第二〇〇二・一〇号、第二〇〇二・九〇号の二の(二)、第二〇〇三・二〇号の一、第二〇〇五・五九号の二の(一)、第二〇〇五・七〇号、第二〇〇五・九〇号の二の(四)若しくは(五)のAの(b)若しくはBの(a)、第二〇〇八・四〇号の二の(一)のB若しくは(二)のB、第二〇〇八・七〇号の二の(一)又は第二〇〇八・九九号の二の(一)のAの(a)若しくはBの(b)若しくは(二)のBの(b)に掲げる物品 関税率表第二〇〇一・九〇号の二の(五)に掲げる物品のうち

しょうが以外のもの

関税率表第二〇〇五・九〇号の二の(二)に掲げる物品のうち

気密容器入りのもの

関税率表第二〇〇六・〇〇号の二に掲げる物品のうち

あんず以外のもの

関税率表第二〇〇八・一九号の二の(二)のAに掲げる物品のうち

マカダミアナット(いつたものを除く。)

関税率表第二〇〇八・一九号の二の(二)のBに掲げる物品のうち

マカダミアナット(いつたものに限る。)

関税率表第二〇〇八・九二号の一に掲げる物品のうち

砂糖を加えてないもの

関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)に掲げる物品のうち

ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし

	関税率表第二〇〇八・九九号の二の(二)のAの(a)に掲げる物品のうち バナナ及びアボカド― 関税率表第二〇〇八・九九号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品のうち マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
一三	関税率表第二一〇一・一一号の二の(二)、第二一〇一・一二号の一の(二)のB、第二一〇二・一〇号、第二一〇二・二〇号の一、第二一〇三・九〇号の一の(三)若しくは二の(二)のA又は第二一〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)に掲げる物品 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(b)のハの(四)のIIの(II)に掲げる物品のうち ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	
一四	関税率表第二二〇三・〇〇号、第二二〇四・一〇号、第二二〇四・二九号の二、第二二〇四・三〇号の二、第二二〇五・一〇号、第二二〇五・九〇号の二又は第二二〇九・〇〇号に掲げる物品 関税率表第二二〇八・九〇号の一の(二)のBの(b)に掲げる物品のうち	

	テキーラ、メスカル及びソトール
一五	関税率表第二三〇九・一〇号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品

別表第一の三(第四十九条関係)

項 名	品	目
一	関税率表第三三〇一・二五号の一の(二)に掲げる物品	
二	関税率表第三五〇五・一〇号の一又は第三五〇五・二〇号に掲げる物品	
三	関税率表第四一〇三・三〇号の二、第四一〇六・三一号、第四一〇六・三二号、第四一〇六・四〇号の二の(一)、第四一〇六・九二号の一、第四一〇七・一一号の一、第四一〇七・一二号の一、第四一〇七・一九号の一、第四一〇七・九一号の一、第四一〇七・九二号の一、第四一〇七・九九号の一、第四一一二・〇〇号の一、第四一一三・一〇号の一、第四一一三・二〇号、第四一一三・三〇号の一若しくは二の(一)、第四一一三・九〇号の一若しくは二の(一)、第四一・一四項又は第四一・一五項に掲げる物品	
四	関税率表第四二〇一・〇〇号、第四二・〇二項又は第四二・〇四項から第四二・〇六項	

	までに掲げる物品
五	関税率表第四三〇二・一一号に掲げる物品 関税率表第四三〇二・一九号、第四三〇二・二〇号、第四三〇二・三〇号、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの
六	関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの 関税率表第四四一二・二二号の一、第四四一二・二三号の一、第四四一二・二九号の一、第四四一二・九二号の一、第四四一二・九三号又は第四四一二・九九号に掲げる物品
七	関税率表第六四〇五・一〇号の三、第六四〇五・二〇号又は第六四〇五・九〇号の二に掲げる物品
八	関税率表第七〇一八・一〇号又は第七〇一八・九〇号の一に掲げる物品

九	関税率表第九一一三・九〇号の二の(一)に掲げる物品
一〇	関税率表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品
一一	関税率表第九六〇五・〇〇号に掲げる物品

別表第一の四(第四十九条関係)

項 名	品 目
一	関税率表第二九〇五・四三号又は第二九〇五・四五号に掲げる物品
二	関税率表第三三〇一・二三号、第三三〇一・二三号、第三三〇一・二四号、第三三〇一・二五号の二若しくは三又は第三三〇一・二九号の二に掲げる物品
三	関税率表第三五〇一・九〇号、第三五〇二・二〇号、第三五〇二・九〇号、第三五〇三・〇〇号の一若しくは二又は第三五〇四・〇〇号の二に掲げる物品
四	関税率表第三八〇九・一〇号、第三八・二三項又は第三八二四・六〇号に掲げる物品
五	関税率表第四三〇一・一〇号又は第四三〇一・九〇号の一に掲げる物品

(法人税法施行令の一部改正)

第三条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「第八条の七」を「第八条の九第一項」に改める。

附 則

この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百十二号）の施行の日から施行する。